# 基本制度

# きずな傷害

意向確認 【ご加入前のご確認】 きずな傷害は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保 険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確 認のうえお申込みください。

●急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより通院をした場合、保険金をお支払いします。

きずな傷害【損害保険】

熱中症補償特約付食中毒補償特約付通院保険金のみの支払特約付天災補償特約付普通傷害保険 契約のしおり、約款についてはパンフレットをご覧ください。

■補償内容 「加入対象区分:本人・配偶者・こども】

加入対象区分	コース	通院保険金
		事故の発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度
本 人 配偶者 こども	30	1日につき 円 <b>3,000</b>

## ■月額掛金



【お取扱いできない事項の例】

- ●保険期間の変更
- ●掛金の払込方法の変更 など

- ※記載の掛金は、確定掛金です。
- ※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。 したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約 者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

### お支払いの対象とならない主な事故

- ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに 足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画 像検査等によって認められる異常所見)のないもの
- ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、 ロッククライミング、フリークライミング)やハンググ ライダー搭乗などの危険な運動中の事故
- ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害
- ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害
- ●自殺行為・闘争行為による傷害 など

#### お支払いの対象となる主な事故

●傷害事故●

下記のような急激かつ偶然な外来の事故が対象となります。



階段から 落ちてケガ



交通事故による ケガ



野球中にケガ



自転車で転倒して ケガ



料理中にやけど



蜂等の毒虫に 刺されてケガ



熱中症による 救急搬送



細菌性・ウイルス性 食中毒